

「普段使い型 I C T」試行実施要領

1. 「普段使い型 I C T」について

1-1 概要

「普段使い型 I C T」は、「I C T活用工事」の導入段階の取組である。

本要領は、新潟県土木部が発注する建設工事において、受注者が現場の実情に応じて I C T機器、3次元計測技術、施工管理アプリケーションその他のデジタル技術を活用し、施工、測量、出来形管理、写真管理、検査資料作成等の効率化を図るために必要な事項を定めるものである。

1-2 目的

現場で普段使いできる手軽な I C Tの導入を促進するため、対象機器又は対象作業を限定することなく、I C Tを活用しやすくすることで、建設現場の生産性向上、担い手の確保及び施工管理の省力化に資することを目的とする。

なお、前述のとおり「普段使い型 I C T」は「I C T活用工事」の導入段階の取組であり、I C T活用工事の実施が難しい受注者であっても、起工測量から出来形管理までの一連の作業のうち一部で I C T機器等を活用し、その効果や活用方法を習得できるようにすることを目的としている。そのため、I C T活用工事が実施可能な場合は、別途定める I C T活用工事実施要領による実施を推進するものとする。

1-3 対象工事

本要領は、新潟県土木部が発注する土木工事のうち、「I C T活用工事(発注者指定型)」を除くすべての工事に適用する。

なお、「I C T活用工事(受注者希望型)」を実施する場合は、本要領は適用しない。

1-4 対象機器等

「普段使い型 I C T」の対象機器等は、「I C T活用工事」要領と同様に、工事目的物の品質確保、安全性の向上、施工管理の効率化、資料作成の省力化又は現場作業の省人化に資するものとする。

- (例)・自動追尾型トータルステーションによる丁張設置
 - ・地上型レーザースキャナーによる点群取得
 - ・2次元マシンガイダンス建設機械による施工（後付け機器のみ対象）

ただし、「I C T活用工事」の導入段階の取組としての目的に寄与しないものは、本要領の対象外とする。

- (例) 電子納品作成支援ソフトによる資料作成等

2. 実施方法等

2-1 発注方式

本要領を適用する工事は、受注者希望型での発注を原則とする。

2-2 実施方法

受注者は、本要領に基づき I C T機器を活用する場合、下記の内容について打合せ簿を用い、発注者と協議するものとする。

【事前協議が必要な事項】

- (1) 使用する機器（機器の名称、型式、仕様、数量など）
- (2) 活用方法（使用目的、使用箇所、使用期間など）
- (3) 変更積算資料※（購入額が分かる見積書や、使用日数の算定根拠）
- (4) 精度確認方法（通常の I C T活用工事における機器と管理方法が異なる場合）

※事前協議時点では概算でも可とする。

また、本試行における活用の効果を把握するため、監督員は、「普段使い型 I C T」の実施に当たり、工事成績評定 別紙 6-2「工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により、活用の効果を技術管理課に報告するものとする。

報告先(技術管理課代表メールアドレス)：ngt080130@pref.niigata.lg.jp

2-3 発注における入札公告等

入札公告時等、別途定める特記仕様書を添付し、「普段使い型 I C T」の適用対象とすることを明示する。

※「普段使い型 I C T」として発注していない工事において、受注者からの希望があった場合は、受発注者協議の上、本要領の対象として実施できるものとする。

3. 「普段使い型 I C T」実施の措置

3-1 工事成績評定における措置

本要領を適用した場合、創意工夫における【その他】において評価するものとし、【I C T活用】としては評価しない。

工事契約後の受注者からの提案がなく、実施されなかった場合においても、工事成績評定における減点を行わない。

4. 導入における留意点

4-1 施工管理及び出来形管理の取扱い

(1) 3次元出来形管理（面管理）を実施する場合

受注者は、I C T機器等を用いて施工管理又は出来形管理を行う場合、施工計画書に使用機器、管理項目、計測方法、精度確認方法、成果品及び異常時の対応を記載するものとする。

また、国土交通省から発出されている「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に則り実施すること。

(2) I C T機器を用いて出来形管理（断面管理）を実施する場合

I C T機器等による管理を従来の出来形管理に代えて実施する場合は、監督員と事前に協議し、適用する基準、管理方法、提出資料及び検査時の確認方法を明確にするものとする。

(3) I C T機器を補助的に活用する場合

作業土工（床掘工）等、3次元出来形管理等の出来形管理を行わない場合は、I C T機器等による管理を補助的な活用として取り扱う。

4-2 監督及び検査

国土交通省から発出されている「出来形管理の監督・検査要領(案)」に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督員は、受注者から提出された協議資料、施工計画書、精度確認資料、管理資料及び成果品を確認し、当該工事におけるI C T活用の実施状況を把握するものとする。

検査においては、事前協議で定めた管理方法及び提出資料に基づき、出来形、品質、施工状況その他必要な事項を確認する。I C T機器等による成果を検査資料として用いる場合は、成果の作成方法、計測条件及び精度確認結果が確認できる資料を添付するものとする。

5. 積算要領

5-1 対象機器の費用計上方法

採用が決定したI C T機器等については、設計変更により供用1日当たり損料相当額を技術管理費に計上する。

なお、受注者の当該機器の保有状況によらない。

5-2 損料相当額計上についての留意事項

発注者は、採用を決定した機器等について、購入額、現場での使用日数を確認できる見積書を受注者から徴収するものとする。同一の作業等において、複数の機器等について申請があった場合は、必要性を確認のうえ、適切に計上すること。

なお、受注者から見積の提出が無い場合は、計上しないものとする。

5－3 損料相当額の算定方法

(1) 購入価格が示せる機器の場合

損料相当額は、原則として次式により算定する。

供用 1 日当たり損料相当額 = 「供用 1 日当たり損料率」 × 機器購入価格

$$\text{供用 1 日当たり損料率} = \left(\frac{(1 - \text{残存率}) + \text{維持修理費率}}{\text{標準使用年数}} + \text{年間管理費率} \right) \times \frac{1}{\text{年間標準供用日数}}$$

残存率：7%

維持修理費率：30%

標準使用年数：10 年

年間管理費率：8%

年間標準日数：220 日

(2) 購入価格が示せない機器の場合

レンタルのみで提供される機器、サブスクリプション型ソフトウェア、クラウドサービス、通信サービス、その他購入額による損料相当額の算定が適当でないものについては、年額や月額等の実費額に対し、使用期間分を日割りで算定する。